

## 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

### 1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画における歴史的風致維持向上施設とは、横手市における歴史的風致の維持向上に寄与する公共施設等であり、これを整備し、適切な管理を行うことにより、本市固有の歴史的風致の維持向上を図るものである。その整備は、歴史的風致を構成し、かつその維持向上に寄与するもので、本計画の期間内に実施されるものである。

歴史的風致維持向上施設については、歴史的風致の維持向上に資する町並み景観の保全、歴史的風致を形成する建造物の保存・活用、まちなか回遊機能の向上等、市民や来街者が本市固有の歴史的風致を感じられる視点で整備を行い、歴史的風致の維持向上を図る。整備にあたっては、施設や地域の歴史をとりまく背景を丁寧に調査するとともに、周辺の景観に配慮し、地域住民や関連団体等と十分に協議したうえで実施する。維持管理については、良好な歴史的風致として施設を維持できるよう、その所有者や地域住民、関係団体と連携して取り組み、必要に応じて指導や助言を行う。

上記の基本的な考え方に基づき、実施する事業は以下のとおりである。なお、事業の実施に際しては、その効果を見極めながら、国等の補助制度も有効に活用し、計画的に取り組んでいくものとする。

#### 1. 「歴史的建造物等の保存活用」に関する事業

- 1- 1 横手市増田伝統的建造物群保存地区修理等事業【南部重点区域】
- 1- 2 重要文化財波宇志別神社神楽殿修理事業【西部重点区域】
- 1- 3 横手市増田伝統的建造物群保存地区防災施設等整備事業【南部重点区域】
- 1- 4 重要文化財佐藤家住宅防災施設等整備事業【南部重点区域】
- 1- 5 横手市文化遺産総合活用推進事業（歴史文化基本構想等策定事業）【市内全域】
- 1- 6 建造物文化財等調査事業【市内全域】
- 1- 7 後三年合戦関連遺跡群調査事業【北部重点区域】
- 1- 8 国史跡大鳥井山遺跡保存活用計画作成事業【北部重点区域】

#### 2. 「歴史的風致の周辺環境の整備」に関する事業

- 2- 1 羽黒町・上内町地区景観重点地区景観形成事業【北部重点区域】
- 2- 2 増田地区街なみ環境整備事業【南部重点区域】
- 2- 3 増田地区景観重点地区景観形成事業【南部重点区域】
- 2- 4 北部重点区域環境整備検討及び整備事業【北部重点区域】
- 2- 5 手倉街道沿線環境整備検討及び整備事業【南部重点区域】
- 2- 6 横手公園整備事業【北部重点区域】

### 3. 「活動の後継者や担い手の育成・確保」に関する事業

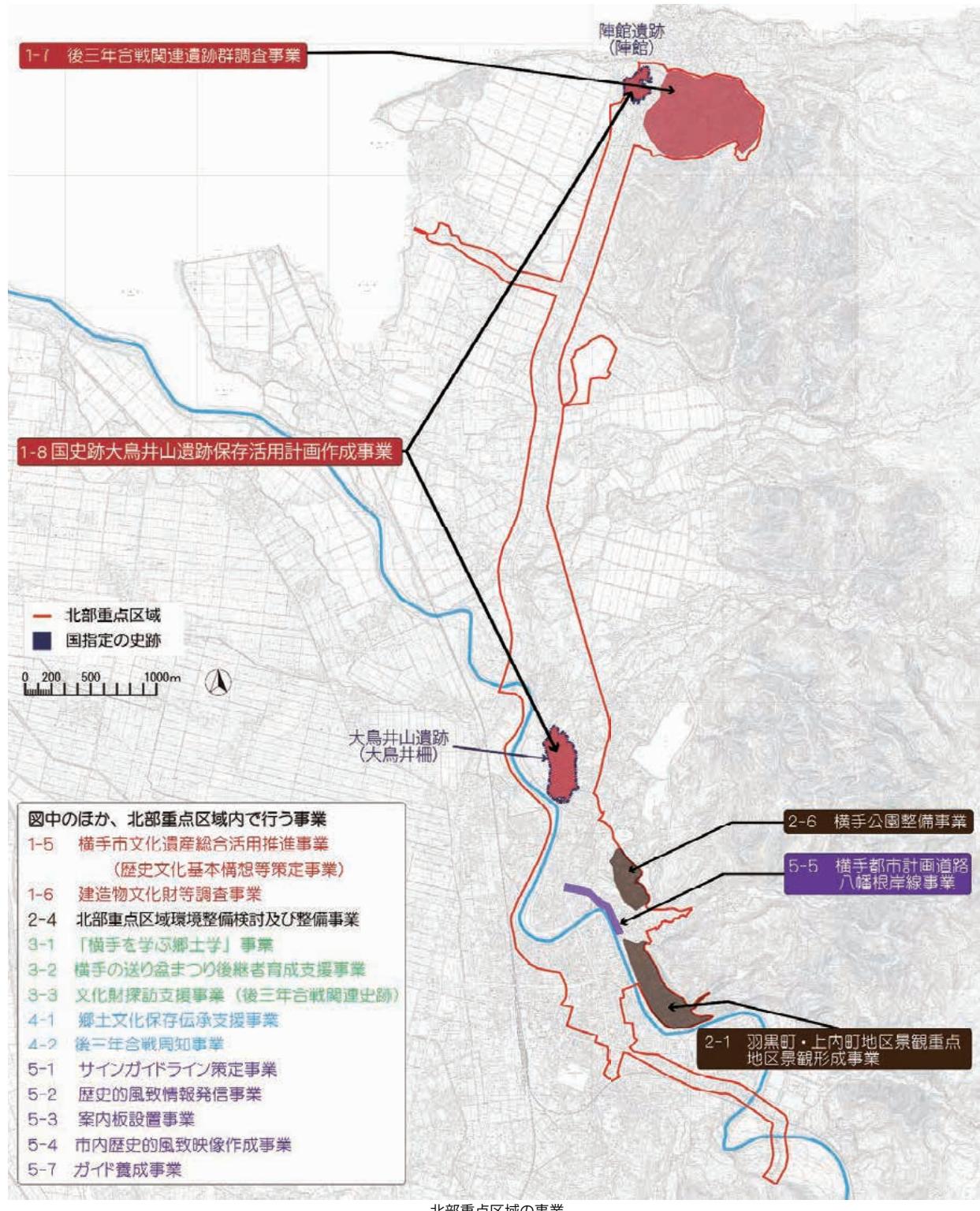
- 3- 1 「横手を学ぶ郷土学」事業【市内全域】
- 3- 2 横手の送り盆まつり後継者育成支援事業【北部重点区域】
- 3- 3 文化財探訪支援事業（後三年合戦関連史跡）【北部重点区域】
- 3- 4 ふるさと再発見地域探訪支援事業【南部重点区域】
- 3- 5 りんご農家後継者・担い手育成事業【南部重点区域】
- 3- 6 りんごの歴史探訪支援事業【南部重点区域】

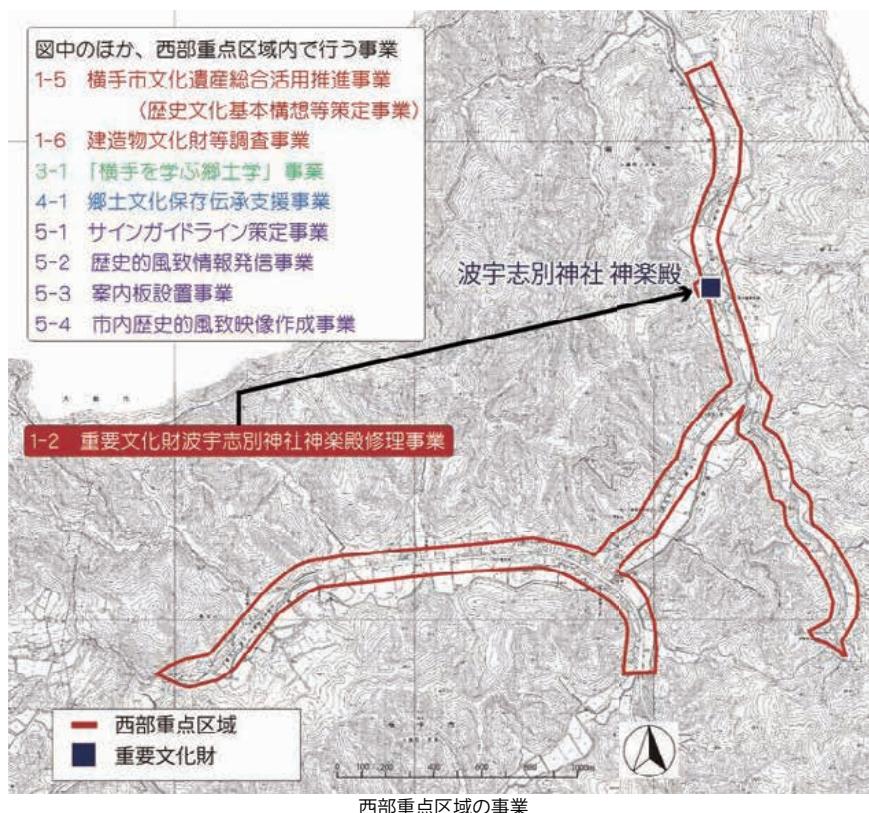
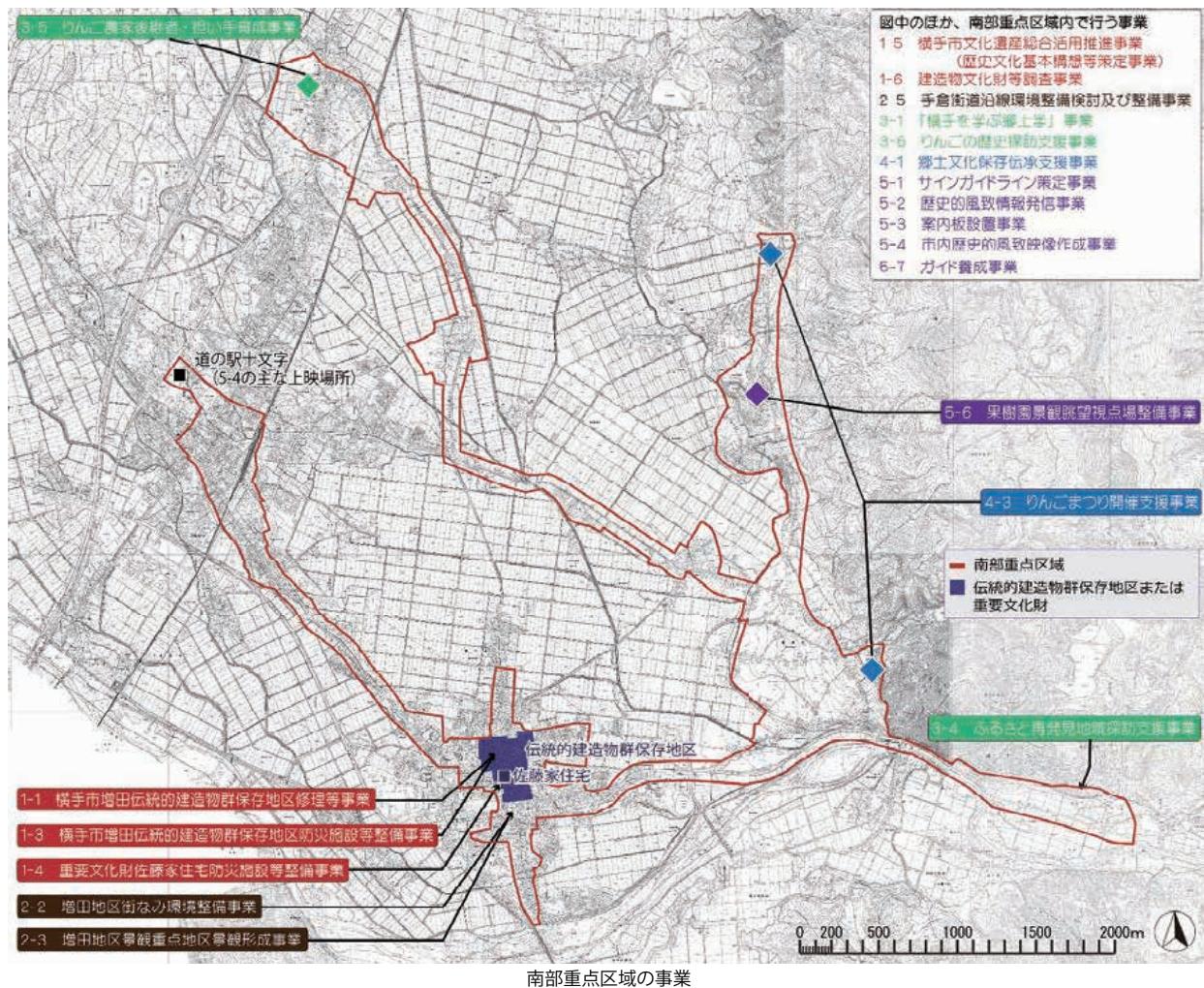
### 4. 「歴史的風致の認識向上」に関する事業

- 4- 1 郷土文化保存伝承支援事業【市内全域】
- 4- 2 後三年合戦周知事業【北部重点区域】
- 4- 3 りんごまつり開催支援事業【南部重点区域】

### 5. 「歴史的風致を活かした観光振興」に関する事業

- 5- 1 サインガイドライン策定事業【市内全域】
- 5- 2 歴史的風致情報発信事業【北部重点区域・南部重点区域・西部重点区域】
- 5- 3 案内板設置事業【北部重点区域・南部重点区域・西部重点区域】
- 5- 4 市内歴史的風致映像作成事業【市内全域】
- 5- 5 都市計画道路八幡根岸線事業【北部重点区域】
- 5- 6 果樹園景観眺望視点場整備事業【南部重点区域】
- 5- 7 ガイド養成事業【北部重点区域・南部重点区域】





2 事業一覧

前項の基本的な考え方を踏まえて、実施する事業を以下に示す。

## 1. 「歴史的建造物等の保存活用」に関する事業

事業番号	1-1
事業名	横手市増田伝統的建造物群保存地区修理等事業
事業主体	横手市（及び伝統的建造物等所有者）
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（国） 重要伝統的建造物群保存地区整備費補助金（県）
事業期間	平成26年度～令和9年度
事業位置	<p>【南部重点区域】</p>  <p>1-1 横手市増田伝統的建造物群保存地区修理等事業</p>
事業概要	<p>横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画で特定されている伝統的建造物の修理及びそれ以外の建造物等の修景を行う所有者への支援、市所有の伝統的建造物の修理を行う。また、耐震診断や耐震補強についても必要に応じて行っていく。</p> <div style="text-align: center;">    </div> <p>(事業のイメージ) 修理前 修理後</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>横手市増田伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の修理及び伝統的建造物以外の建造物等の修景を行うことにより、文化財建造物の保存及び町並みの回復が図られ、月山神社の神輿渡御行事や手倉街道における物資集散に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号	1-2
事業名	重要文化財波宇志別神社神楽殿修理事業
事業主体	所有者
事業手法	所有者単独事業
事業期間	令和9年度
事業位置	<p>【西部重点区域】</p> <p>1-2 重要文化財波宇志別神社神楽殿修理事業</p>
事業概要	<p>重要文化財波宇志別神社神楽殿のこけら葺きの屋根が腐朽しているため、葺き替え事業を実施する所有者へ支援を行い、保護措置を図る。</p> <p>腐食が進行している、重要文化財「波宇志別神社神楽殿」の屋根</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重要文化財である波宇志別神社神楽殿の屋根の葺き替えを行うことで、建造物の保存・活用が推進され、神楽殿の歴史的・文化的な価値と魅力の向上が図られることから、波宇志別神社と霜月神楽に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号	1-3
事業名	横手市増田伝統的建造物群保存地区防災施設等整備事業
事業主体	横手市
事業手法	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金（国） 重要伝統的建造物群保存地区整備費補助金（県）
事業期間	平成30年度～令和2年度
事業位置	<p>【南部重点区域】</p>  <p>1-3 横手市増田伝統的建造物群保存地区防災施設等整備事業</p>
事業概要	横手市増田伝統的建造物群保存地区防災計画に基づき、保存地区内に耐震型防火水槽と易操作性消火栓、地上式消火栓の新設を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	 <p>易操作性消火栓の設置イメージ</p> <p>横手市増田伝統的建造物群保存地区において防災施設等の整備を行い、災害に対する予防体制を確立することで、災害リスクの軽減が図られ、月山神社の神輿渡御行事や手倉街道における物資集散に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号	1-4
事業名	重要文化財佐藤家住宅防災施設等整備事業
事業主体	所有者
事業手法	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金（国） 文化財保護管理費補助金（県）
事業期間	令和元年度～令和2年度
事業位置	<p>【南部重点区域】</p>  <p>1-4 重要文化財佐藤家住宅防災施設等整備事業</p>
事業概要	<p>横手市増田伝統的建造物群保存地区内的重要文化財佐藤家住宅の防災施設の整備を実施する所有者に支援を行い、災害リスクの軽減と貴重な文化財の保護を図る。</p>  <p>重要文化財「佐藤家住宅」</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>平成29年（2017）に重要文化財の指定を受けた佐藤家住宅の防災施設を整備することにより災害リスクの軽減が図られ、手倉街道における物資集散による繁栄によって形成された横手市増田伝統的建造物群保存地区を中心とした商家の町並みの象徴的な建造物として文化財の保存が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号	1-5
事業名	横手市文化遺産総合活用推進事業（歴史文化基本構想等策定事業）
事業主体	横手市
事業手法	文化芸術振興費補助金
事業期間	平成30年度～令和3年度
事業位置	市内全域
事業概要	地域に存在する文化財を、指定・未指定に関わらず幅広く捉え的確に把握し、市内の文化財をその周辺まで含め総合的に活用・推進を図るため、歴史文化基本構想の策定に着手する。 (令和2年度より文化財保護法の改正に伴い創設された文化財保存活用地域計画の策定へ移行する。)
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史文化のマスターPLANである歴史文化基本構想（文化財保存活用地域計画）を策定することで、未指定の文化財を含む文化財の今後の方針について方向性を定義し、文化財を核とした地域の魅力増進や歴史文化の振興、地域活性化等が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

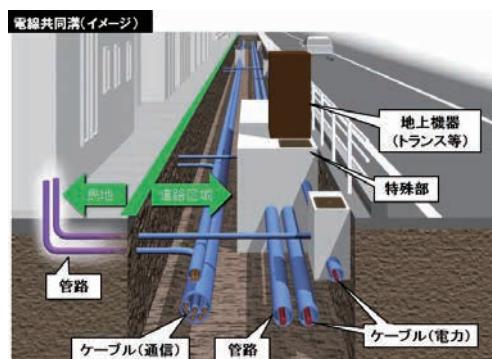
事業番号	1-6
事業名	建造物文化財等調査事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成29年度～令和4年度
事業位置	市内全域
事業概要	重点区域における歴史的風致を構成する歴史的建造物を中心に市内全域を対象とした未調査の歴史的建造物の調査を実施し、文化財的価値付けを検討し、保護措置を図る。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	建造物の調査を行うことにより、市内の建造物の実情を把握し指定等の価値づけを行うことで、文化財建造物の保護が進められるとともに、地域の価値と魅力の向上が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	1-7
事業名	後三年合戦関連遺跡群調査事業
事業主体	横手市
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（国） 文化財保護管理費補助金（県）
事業期間	平成22年度～令和9年度
事業位置	<p>【北部重点区域】</p> 
事業概要	推定地となっている金沢柵をはじめとした後三年合戦関連遺跡群の場所を特定するために、金沢城跡等の関連遺跡群において、科学的な方法に基づいた発掘調査を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>長年顕彰の対象となってきた後三年合戦関連遺跡の調査により、学術的考察を付加させることで、これまで伝承されてきた歴史的事実の解明の一端となるとともに、地域住民の活動意欲の増進に繋がるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> 

事業番号	1-8
事業名	国史跡大鳥井山遺跡保存活用計画作成事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和7年度～令和9年度
事業位置	<p>【北部重点区域】</p>
事業概要	国の史跡である大鳥井山遺跡に陣館遺跡が追加指定になり、本市の後三年関連遺跡の象徴として史跡の保存と活用を図るため、保存活用計画を作成する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国の史跡である大鳥井山遺跡の保存活用計画が作成されることにより、史跡の整備・活用が促進され、歴史的風致の維持向上に寄与する。

## 2. 「歴史的風致の周辺環境の整備」に関する事業

事業番号	2-1
事業名	羽黒町・上内町地区景観重点地区景観形成事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成26年度～令和9年度
事業位置	<p>【北部重点区域】</p>  <p>2-1 羽黒町・上内町地区景観重点地区景観形成事業</p>
事業概要	<p>羽黒町・上内町地区景観重点地区において、板塀や生垣の設置・修繕等への支援を行うことで、良好な景観を形成していく。</p>  <p>羽黒町・上内町地区景観重点地区</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>景観形成に対する助成を行うことにより、景観計画と連動した町並み景観の保全が図られ、「かまくら行事」の会場かつ江戸時代からの地割を残す城下町の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号	2-2
事業名	増田地区街なみ環境整備事業
事業主体	横手市
事業手法	社会资本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成25年度～令和元年度
事業位置	<p>【南部重点区域】</p>  <p>2-2 増田地区街なみ環境整備事業</p>
事業概要	<p>増田地区景観重点地区内で電線類地中化工事や生活環境施設、街路灯の整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>電線地中化工事イメージ図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>生活環境施設の整備（整備済）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>横手市増田伝統的建造物群保存地区を含む増田地区景観重点地区内の環境整備により、地域の生活環境の改善が図られるとともに、来街者が往時の繁栄を体感できるようになる。また、歴史文化に関心を持つ来街者の増加により、周辺地区の更なる活性化が図られることから、月山神社の神輿渡御が行われる町並みにおける歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号	2-3
事業名	増田地区景観重点地区景観形成事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和元年度～令和9年度
事業位置	<p>【南部重点区域】</p>  <p>2-3 増田地区景観重点地区景観形成事業</p>
事業概要	増田地区景観重点地区において、景観ガイドラインの基準に適合した、建物の外観の部分的な補修や木造門塀、垣等の設置、補修又は修景を行う際に支援をすることで、良好な景観を形成していく。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	建物の修繕等に対する景観形成助成を行うことにより、景観計画と連動した町並み景観の保全や歴史的建造物の保存活用が図られることから、月山神社の神輿渡御が行われる町並みにおける歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	2-4
事業名	北部重点区域環境整備検討及び整備事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和9年度
事業位置	羽黒町・上内町地区景観重点地区を中心とした北部重点区域内
事業概要	<p>羽黒町・上内町地区景観重点地区と、旧街道の羽州街道沿いにおける歴史的風致との連続性を活かした環境整備について、住民等とのワークショップを開催しながら方針を検討する。</p> <p>また、作成した方針に基づき、歴史的なまちなみを阻害する建築物等の除却や空き地等の活用及び美装化を実施するとともに、まちなか拠点施設の整備により、インバウンドの促進も図る。</p>     <p>景観を維持すべき羽黒町・上内町地区と旧片野家住宅</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>後三年合戦関連の史跡が残るエリアや羽黒町・上内町地区景観重点地区などの一体的な整備検討を行うことにより、風致の特性を活かした周辺環境の整備に繋げることができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> <p>また、歴史的なまちなみが地域プランディングに資することから、訪日外国人観光客に対しても、まちあるきの観光スポットとしての訴求効果が期待できる。</p>

事業番号	2-5
事業名	手倉街道沿線環境整備検討及び整備事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和8年度～令和9年度
事業位置	<p>【南部重点区域】</p>
事業概要	手倉街道沿線に位置する横手市増田伝統的建造物群保存地区や真人発電所跡等、街道沿線の一体的な環境整備方針を検討し、整備を行っていく。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致を形成している横手市増田伝統的建造物群保存地区と、近代化に資した真人発電所跡など、街道沿線の環境整備について検討し整備することにより、歴史的風致エリア内の回遊性向上が図られ、手倉街道周辺の物資集散と顕彰に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	2-6
事業名	横手公園整備事業
事業主体	横手市
事業手法	防災・安全交付金
事業期間	昭和59年度～平成30年度
事業位置	<p>【北部重点区域】</p>  <p>2-6 横手公園整備事業</p> <p>横手城</p>
事業概要	<p>かまくら行事の会場となっている「武者溜」と「七曲坂」の整備を防災拠点としての機能と安全性に配慮しながら行う。武者溜は、老朽化した噴水を撤去し、横手盆地を眺める視点場と本丸・二の丸への玄関口としての整備を行う。また、老朽化した七曲坂を石積みで整備する。（武者溜については整備済）</p>  <p>整備前の武者溜</p> <p>整備後の武者溜</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	武者溜、本丸及び二の丸周辺を整備することにより、史跡の保全活用と防災機能の向上に繋がり、かまくら行事の会場になるなど、城下町横手の歴史的風致の維持向上に寄与する。

## 3. 「活動の後継者や担い手の育成・確保」に関する事業

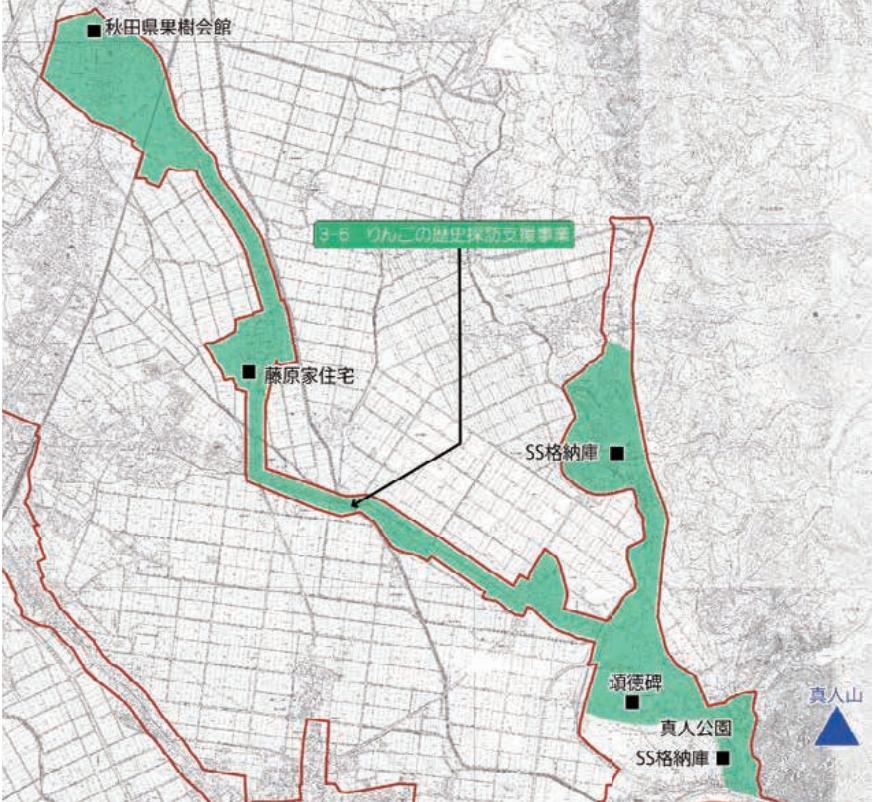
事業番号	3-1
事業名	「横手を学ぶ郷土学」事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成27年度～令和9年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>横手を学ぶ郷土学総合テキスト、まんがによる歴史テキストの作成や子ども伝統芸能発表大会の開催を行い、市内小中学生等の郷土愛醸成を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>横手を学ぶ郷土学総合テキスト</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>子ども伝統芸能発表大会</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>市内の小中学生や市民を対象に、市内の歴史・伝統・文化を「発見⇒学習⇒実践⇒伝承」のサイクルでの理解を促し歴史的風致に対する幅広い理解と浸透を図ることで、郷土に愛着と誇りを感じてもらうとともに、将来的な伝統行事や地域の担い手の育成につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号	3-2
事業名	横手の送り盆まつり後継者育成支援事業
事業主体	横手市
事業手法	民俗文化財活性化補助金（県）
事業期間	平成30年度
事業位置	北部重点区域内
事業概要	<p>送り盆行事で使用する屋形舟を製作できる人材の不足を解消するため、横手市観光協会が実施する講習会の開催を支援する。</p>  <p>屋形舟の製作風景</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	屋形舟を製作する講習会を実施し後継者の育成を図ることで、伝統行事の継承と地域活性化に繋げ、横手城下で行われる送り盆行事等の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	3-3
事業名	文化財探訪支援事業（後三年合戦関連史跡）
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成30年度～令和2年度
事業位置	<p>【北部重点区域】</p>
事業概要	後三年合戦に関連する史跡探訪の開催を支援し、歴史認識を深めもらう。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	後三年合戦にまつわる史跡等を探訪し歴史認識を深めてもらうことで、顕彰活動に対する意識の高揚と、歴史を伝えるガイドの後継者育成にも繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	3-4
事業名	ふるさと再発見地域探訪支援事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成23年度～令和4年度
事業位置	<p>【南部重点区域】</p>
事業概要	<p>増田地域西成瀬地区周辺に残る近代化に資した史跡や歴史的建造物等を巡る歴史探訪の開催を支援し、歴史の認識向上を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>歴史探訪の様子（吉乃鉱山跡）      歴史探訪の様子（真人橋から発電所跡を望む）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史探訪の集いを開催することで、身近に歴史的風致に触れ、自分たちが住んでいる地域の価値と認識を深めることができ、さらにはガイドの後継者育成にも繋がることから、手倉街道周辺の顕彰に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

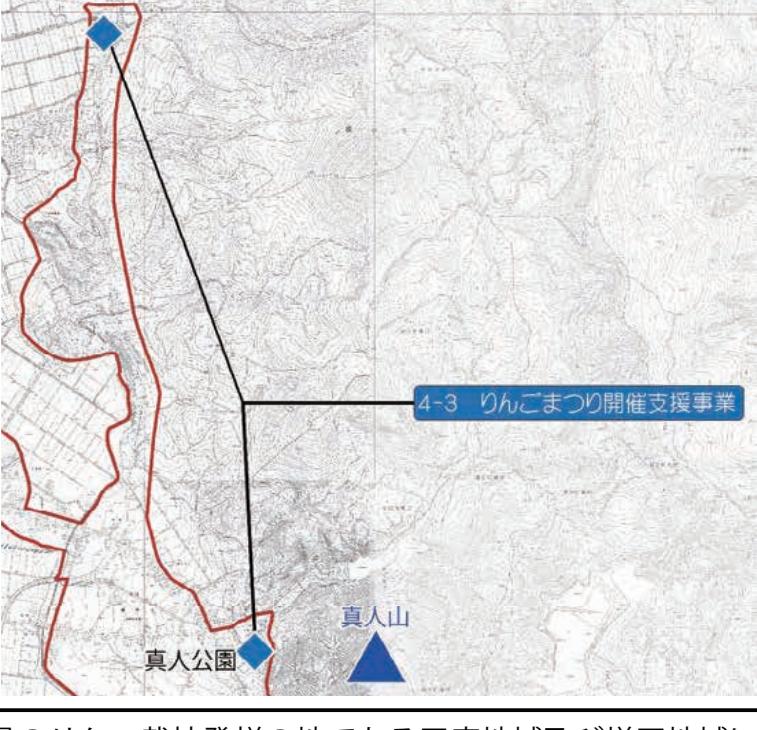
事業番号	3-5
事業名	りんご農家後継者・担い手育成事業
事業主体	秋田県・秋田ふるさと農業協同組合
事業手法	秋田県・秋田ふるさと農業協同組合単独事業
事業期間	平成26年度～令和2年度
事業位置	<p>【南部重点区域】</p> 
事業概要	<p>平鹿りんごの産地である当市の果樹農家の後継者を育てるため、秋田県と秋田ふるさと農業協同組合が共催で基礎的な技術研修を行う。</p>  <p>りんごの選定作業の技術研修</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	関係機関が連携し、他産業からの帰農者や新規就農希望者を対象にりんご栽培に係る基礎的な技術研修を行うことにより、後継者の確保に繋り、平鹿りんご栽培の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	3-6
事業名	りんごの歴史探訪支援事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和元年度～令和5年度
事業位置	<p>【南部重点区域】</p> 
事業概要	<p>秋田県におけるりんご栽培の発祥の地である増田・平鹿地域のりんごに関連する歴史探訪を支援する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>藤原利三郎の顕彰碑</p> <p>斜面地のりんご樹園地</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	秋田県りんご栽培の発祥地である増田・平鹿地域のりんご栽培の歴史を探訪し、顕彰することで歴史認識の向上が図られ、斜面地の果樹栽培による歴史的風致の維持向上に寄与する。

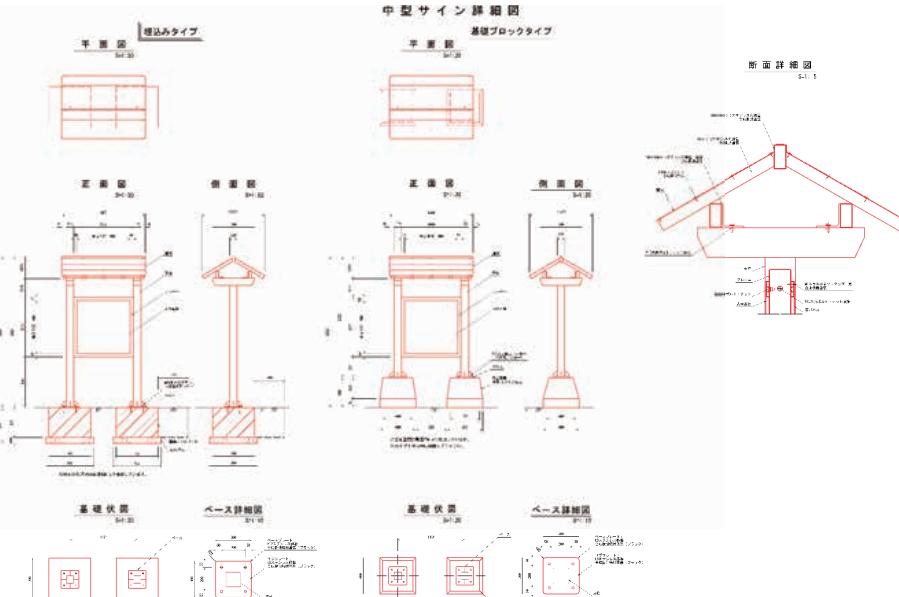
## 4. 「歴史的風致の認識向上」に関する事業

事業番号	4-1
事業名	郷土文化保存伝承支援事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成18年度～令和9年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>各地域に伝承される有形・無形の文化財の現状確認と、市民を対象にした探訪会や講演・学習会の開催、伝承の記録保存事業の実施に対し支援を行い、郷土の貴重な文化の保護と継承を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>文化財保護団体の歴史探訪の様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>中学生による歴史探訪の様子</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	各地域の文化財の保存活用に取り組む組織と連携協力し、文化財の適切な管理や市民への周知を図ることで、横手の歴史や文化への理解と継承への機運の向上が図られることから、市内の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	4-2
事業名	後三年合戦周知事業
事業主体	横手市
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業期間	平成21年度～令和6年度
事業位置	<p>【北部重点区域】</p>
事業概要	<p>後三年合戦関連遺跡群や、地域で伝えられてきた後三年合戦にまつわる伝承地などを、広く市民等に周知し、まちづくり及び郷土理解の促進、観光資源として活用するために、シンポジウム等を開催するほか、パンフレット等を作成する。</p> <p>後三年合戦シンポジウム</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>地元住民・市民・観光客等が、最新の発掘調査や絵巻等の文献の研究成果に触れ、後三年合戦について理解を深めることを通して普及啓発が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号	4-3
事業名	りんごまつり開催支援事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	昭和41年度～令和9年度
事業位置	<p>【南部重点区域】</p> 
事業概要	<p>秋田県のりんご栽培発祥の地である平鹿地域及び増田地域において、りんごの収穫期に毎年行っているイベントを支援し、市の内外に平鹿りんごのPRを行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>増田りんごまつり</p> <p>平鹿りんご味覚まつり</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	100年以上の歴史を持つ平鹿りんごのPRイベントを開催することにより、市内外の方々にりんご栽培の歴史を認識してもらうことができ、普及啓発にも繋がることから、平鹿りんご栽培の歴史的風致の維持向上に寄与する。

## 5. 「歴史的風致を活かした観光振興」に関する事業

事業番号	5-1
事業名	サインガイドライン策定事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和元年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>市内全域かつ全組織が共通で利活用可能な案内板等の規格や設置基準を定めたガイドラインを策定する。</p>  <p>施設内サインの事例</p>  <p>中型サイン規格の設定事例（増田地区街なみ環境整備事業計画より）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	サインガイドラインの整備により、観光等で訪れる来街者を統一感のされたサインで効果的に誘導できることから、市内の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	5-2
事業名	歴史的風致情報発信事業
事業主体	横手市
事業手法	観光振興事業費補助金（観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業）
事業期間	令和元年度～令和9年度
事業位置	北部重点区域・南部重点区域・西部重点区域
事業概要	重点区域内の回遊を促すようなガイドマップの作成や、案内・誘導をサポートするため、主要スポットに公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境を整備する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致に関するガイドマップを作成するとともに、公衆無線 LAN 環境を整備し、携帯端末等による主要スポットへの案内・誘導を可能とすることで、主に重点区域内及び重点区域間の回遊性向上が図られ、観光振興に繋がることから、市内の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	5-3
事業名	案内板設置事業
事業主体	横手市
事業手法	観光振興事業費補助金（観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業）
事業期間	令和2年度～令和9年度
事業位置	北部重点区域・南部重点区域・西部重点区域
事業概要	市内の文化財や史跡等に誘導する案内板等について、案内機能の向上を図るために、表記方法や意匠の統一化、多言語化等、今後策定を行うサインガイドラインに基づき整備する。サインガイドラインの策定を踏まえ、設置場所等の計画を策定したうえで案内板の設置を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	統一性を持たせた案内板を整備することにより、重点区域内に点在す建造物等へ来街者をスムーズに案内・誘導でき、周遊ルートがわかりやすくなり観光振興に繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	5-4
事業名	市内歴史的風致映像作成事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和元年度～令和2年度
事業位置	<p>市内全域 (上映場所については南部重点区域内の「道の駅十文字」などを想定)</p> 
事業概要	市内の歴史的風致を紹介する映像を作成し、市の南の玄関口でもあり、多くの利用客が訪れる南部重点区域内の「道の駅十文字」をはじめ、市内の主要な公共施設において上映する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	映像作成により、歴史的風致に関する現状の記録保存が図られるとともに、この映像を集客力の高い道の駅等の施設で上映することで市内に広がる歴史的風致への理解と市内への回遊性が促されることから、市内の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	5-5
事業名	都市計画道路八幡根岸線事業
事業主体	秋田県
事業手法	社会资本整備総合交付金（地方街路交付金事業）
事業期間	平成29年度～令和7年度
事業位置	<p>【北部重点区域】</p> 
事業概要	<p>本市中心市街地を東西に連絡し、横手城下の伝統行事でも利用され、お祭り会場を通る都市計画道路の八幡根岸線を拡幅し、歩道を整備する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span></span> <span></span> <span></span> </div> <p>現状の八幡根岸線      現状の八幡根岸線      八幡根岸線と中央線の結節点</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	八幡根岸線の未整備区間の整備により、北部重点区域内の羽黒町・上内町地区景観重点地区と横手城、さらに「かまくら行事」の二葉町会場への回遊性の向上と歩行者空間の整備が図られ、横手城下の伝統行事に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	5-6
事業名	果樹園景観眺望視点場整備事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和4年度～令和5年度
事業位置	<p>【南部重点区域】</p> 
事業概要	<p>平鹿りんごの生産環境を一望できる丘陵地に展望スペースを整備し、併せて説明板等の整備を行う。</p>  <p>りんごの花が咲く樹園地から鳥海山を望む</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>展望スペースや説明板等を整備することにより、ブランド品としての「平鹿りんご」ばかりでなく、その100年以上にわたる生産の歴史と生産環境に対する発見と理解が図られるとともに、伝統的建造物群保存地区や十文字駅などが望まれる眺望から、手倉街道周辺で賑わった物資集散の歴史に対する理解が促され区域内の回遊性向上に寄与することから、斜面地の果樹栽培に見る歴史的風致及び手倉街道周辺の物資集散に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号	5-7
事業名	ガイド養成事業
事業主体	横手市
事業手法	文化芸術振興費補助金（博物館を中心とした文化クラスター推進事業）
事業期間	令和元年度～令和9年度
事業位置	北部重点区域・南部重点区域
事業概要	<p>地域活性化や観光振興に繋げるため、既存の日本語ガイドに加えて、外国語に対応したガイドを養成するほか、地域や学校等との連携も視野に、幅広い年齢層のガイドを育成する。</p>  <p>地域で活動するガイド</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>ガイドを育成し充実させることにより、市民や来街者の多くがより親しみを感じるとともに、歴史的風致を構成する文化財への理解が深まり誇りに感じる等、更なる相乗効果にも繋がることから、市内の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>